

令和 6 年 度 定 期 開 催
さいたま市立学校給食センター
運 営 委 員 会
報 告 資 料

日 時 令和 7 年 1 月 9 日 (木)

午後 1 時 30 分から

場 所 さいたま市立学校給食センター

目 次

○報 告

1. 令和6年度学校給食センターの運営について・・・・・・・・	2
---------------------------------	---

○審議事項	別冊
-------	----

○参 考

さいたま市立学校給食センター条例・・・・・・・・	11
--------------------------	----

さいたま市立学校給食センター条例施行規則・・・・・・・・	13
------------------------------	----

さいたま市立学校給食センター運営委員会運営要領・・	18
---------------------------	----

○報告事項

1. 令和6年度学校給食センターの運営について

(1) 施設概要（令和6年10月1日現在）

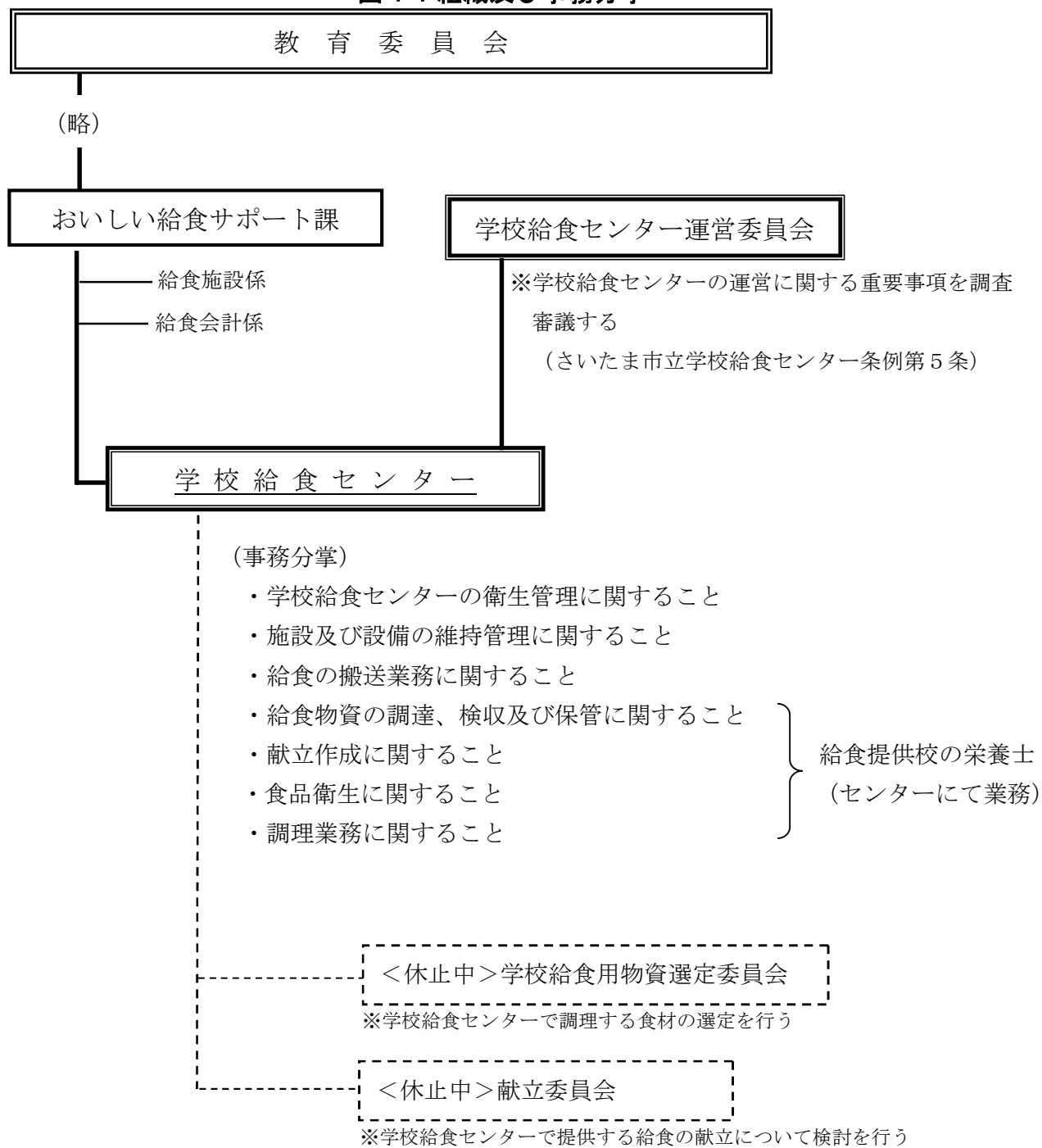
表1：施設概要

所在地	さいたま市中央区本町西6丁目3番1号
開設年月日	平成8年9月1日
調理能力	1日2,500食可能
敷地面積	1,993.10㎡
建築面積・構造	1,236.65㎡・鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	1,602.79㎡
給食提供校※	与野西中学校（令和6年4月～12月）、ひまわり特別支援学校（令和5年4月～）、谷田小学校（令和6年8月～令和7年3月）、原山小学校（令和6年8月～令和7年3月）
調理担当者数	栄養士4人（学校） 調理担当20人（調理業務受託職員）
事務担当者数	4人（うち再任用1人、所長はおいしい給食サポート課長が兼務）
給食配送	3t車3台・500kg以上車（現在は1t車）1台（委託）
使用食器	PEN樹脂（ポリエチレンナフタレート）食器
調理室	※調理室内はドライシステムを採用 【主な設備】 ガス回転釜、蒸気釜、スチームコンベクションオーブン、連続揚物機、真空冷却機、コンテナ洗浄機、食器・食缶洗浄機、コンテナ消毒装置
委託業務	調理業務、配送業務、ボイラー設備保守点検、機械警備業務、廃水処理施設保守、厨房内殺菌消毒、防災設備保守、清掃業務等

※ 指扇小学校（令和7年1月～）

(2) 組織及び事務分掌

図 1 : 組織及び事務分掌



(3) 令和6年度 学校別提供回数・提供食数(令和6年4月1日～)

表2：提供回数

学校名	1 学期	2 学期	3 学期	合 計
ひまわり特別支援学校	6 2	7 2	4 5	1 7 9
与野西中学校	6 1	7 2	—	1 3 3
谷田小学校	—	7 3	4 7	1 2 0
原山小学校	—	7 3	4 7	1 2 0
指扇小学校	—	—	4 7	4 7
給食センター稼働日	6 6	7 5	4 7	1 8 8

表 3 : 基本提供食数

(第 1 学期)

学校名	学級数	食数 (児童生徒)	食数 (教職員)	合計食数
与野西中学校	1 8	5 1 5	5 2	5 6 7
ひまわり 特別支援学校	4	3 6	8 4	1 2 0
計	2 2	5 5 1	1 3 6	6 8 7

(第 2 学期)

学校名	学級数	食数 (児童生徒)	食数 (教職員)	合計食数
与野西中学校	1 8	5 1 3	4 6	5 5 9
谷田小学校	2 1	5 6 6	4 5	6 1 1
原山小学校	2 5	7 1 3	6 2	7 7 5
ひまわり 特別支援学校	4	3 6	8 4	1 2 0
計	6 8	1, 8 2 8	2 3 7	2, 0 6 5

(第 3 学期)

学校名	学級数	食数 (児童生徒)	食数 (教職員)	合計食数
谷田小学校	2 1	5 6 5	4 5	6 1 0
原山小学校	2 5	7 1 3	6 2	7 7 5
指扇小学校	3 0	8 7 3	7 1	9 4 4
ひまわり 特別支援学校	4	3 6	8 4	1 2 0
計	8 0	2, 1 8 7	2 6 2	2, 4 4 9

※学級数については、給食の提供に必要な食缶数とした。

※食数については、日ごとに変動があるので、通常見込まれる最大値とした。

(4) 学校給食の配送（令和6年度）

（第1学期）令和6年4月10日から7月17日までの配送

ア. 車 両 … 3トン車1台（1台につき、6コンテナ収容可）

1トン車1台（ひまわり特別支援学校向け）

イ. 運行回数 … （与野西中）配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（ひまわり）配送2回・食器等回収2回 計4回運行

ウ. 運行距離・時間 … （与野西中）片道約 2.0km・約10分
（ひまわり）片道約 4.5km・約25分

（第2学期）令和6年8月30日から12月20日までの配送

ア. 車 両 … 3トン車3台（1台につき、6コンテナ収容可）

1トン車1台（ひまわり特別支援学校向け）

イ. 運行回数 … （与野西中）配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（谷田小） 配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（原山小） 配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（ひまわり）配送2回・食器等回収2回 計4回運行

ウ. 運行距離・時間 … （与野西中）片道約 2.0km・約10分
（谷田小） 片道約 10.0km・約35分
（原山小） 片道約 8.5km・約30分
（ひまわり）片道約 4.5km・約25分

（第3学期）令和7年1月9日から3月19日までの配送

ア. 車 両 … 3トン車3台（1台につき、6コンテナ収容可）

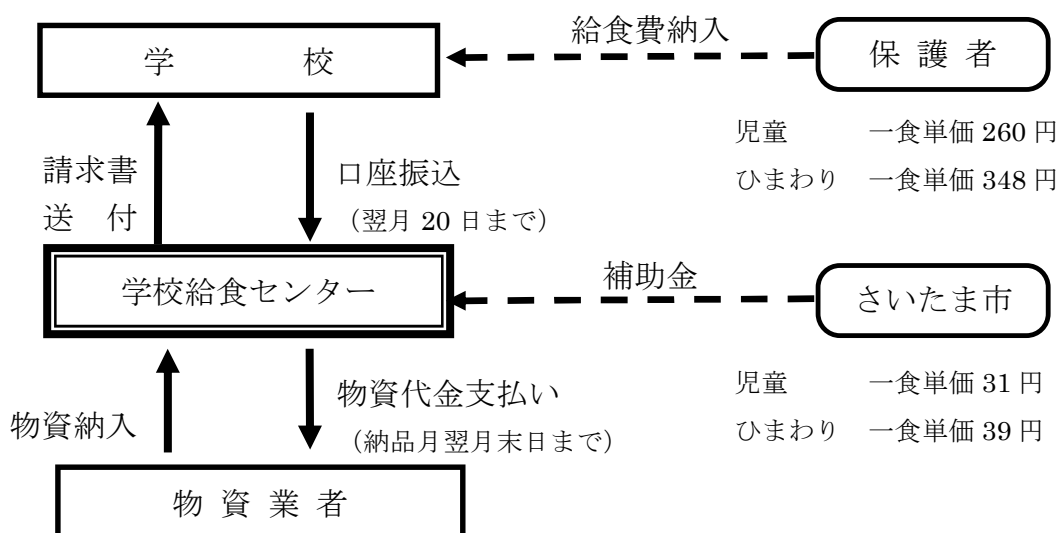
1トン車1台（ひまわり特別支援学校向け）

イ. 運行回数 … （指扇小） 配送2回・食器等回収2回 計4回運行
（谷田小） 配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（原山小） 配送2回・食器等回収1回 計3回運行
（ひまわり）配送2回・食器等回収2回 計4回運行

ウ. 運行距離・時間 … （指扇小） 片道約 6.0km・約30分
（谷田小） 片道約 10.0km・約35分
（原山小） 片道約 8.5km・約30分
（ひまわり）片道約 4.5km・約25分

(5) 学校給食費の取扱いと会計監査

図 2：令和 5 年度の学校給食費の流れ



令和 5 年度までは、給食を提供した学校が保護者から集めた学校給食費を学校給食センターが集金し、物資納入業者に支払っていました。そのため、学校給食費の会計監査は、給食を提供した学校の PTA の方々に監査を実施していただいております。

表 4：令和 5 年度後期分（令和 5 年 8 月 29 日～3 月 31 日）の会計監査

給食提供校	監査実施者	日時
大宮北小学校	大宮北小学校 PTA	令和 6 年 5 月 22 日
上落合小学校	上落合小学校 PTA	令和 6 年 5 月 23 日
大戸小学校	大戸小学校 PTA	令和 6 年 6 月 25 日
ひまわり 特別支援学校	ひまわり 特別支援学校 PTA	令和 6 年 6 月 24 日

表 5：学校給食費支払状況

【単位：円】

対象年度期間	給食費徴収額他	給食用物資支払代金	繰越額
令和 5 年度前期 (4 月 1 日から 8 月 28 日まで)	32,528,151	31,192,913	1,335,238
令和 5 年度後期 (8 月 29 日から 3 月 31 日まで)	53,991,289	53,991,289	0

令和6年度から学校給食費が公会計化され、配当された予算の範囲内（基準日令和6年12月10日（金）現在103,348,708円）で賄材料費として支出しております。配当された予算額の根拠は、基準日時点の学校給食費徴収管理システムの入力食数・回数に、一食当たりの単価を乗じた額となっています。

表6：一食当たりの単価

【単位：円】

小学校	中学校	特別支援学校	
		小学部	中学部・高等部
291	356	345	394

また、食材料費の価格上昇を鑑み、令和7年1、2、3月分の追加配当が行われます。追加配当される予算額の根拠は、基準日時点の学校給食費徴収管理システムの入力食数・回数に、一食当たりの単価上昇分を乗じた額となっています。

表7：1、2、3月分の一食当たりの単価上昇分

【単位：円】

小学校	中学校	特別支援学校	
		小学部	中学部・高等部
18	20	18	20

表8：賄材料費支出済額

【単位：円】

対象年度期間	賄材料費支出済額
令和6年度前期 (4月1日から8月27日まで)	15,448,277
令和6年度後期※ (8月28日から3月31日まで)	37,787,610

※12月27日現在

(6) 食物アレルギーへの対応

給食を提供する学校に所属する栄養士が学校給食センターに在席し、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に則り対応しています。

また、アレルギー除去食は、各児童生徒の名前を明記した容器に詰めて配送し、提供を行っています。

(7) 施設等設備整備状況

令和5年度に学校給食センター調理室を特別食等に対応した少量調理を行えるように調理室を一部改修し、令和6年度からひまわり特別支援学校肢体不自由教育部門への特別食などの給食提供を開始しました。

(8) 令和7年度以降の予定について

学校施設整備課が所管する「学校施設リフレッシュ基本計画」などに沿って施工される校舎改修工事に伴い、給食室での調理ができない学校に対して給食を提供する予定です。

＜現時点で給食提供を予定されている学校＞

- ひまわり特別支援学校「知的障害教育部門高等部」 約 60 食
給食提供予定期間：令和5年4月～（終了時期未定）
- ひまわり特別支援学校「肢体不自由教育部門小学部中学部高等部」約 90 食
給食提供予定期間：令和6年4月～（終了時期未定）
- 西区指扇小学校 約 960 食
給食提供予定期間：令和7年1月～令和9年12月（給食室改修工事期間内）
- 浦和区本太中学校 約 900 食
給食提供予定期間：令和7年4月～令和7年12月（給食室改修工事期間内）

※提供食数については、現時点での想定食数です。（学校職員分を含む）

○審議事項

- ・学校給食センター学校給食用物資納入業者選定について

＜非公開案件につき、詳細を省略＞

○さいたま市立学校給食センター条例

平成13年5月1日

条例第121号

(設置)

第1条　さいたま市の学校給食の調理等の業務を補完するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）をさいたま市中央区本町西6丁目3番1号に設置する。

（一部改正〔平成26年条例18号〕）

(管理)

第2条　給食センターは、市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（一部改正〔平成26年条例18号〕）

(職員)

第3条　給食センターに所長その他必要な職員を置く。

（一部改正〔平成26年条例18号〕）

(業務)

第4条　給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の調理及び運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な業務

（一部改正〔平成26年条例18号〕）

(運営委員会)

第5条　給食センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 3 委員は、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成26年条例18号〕）

(委任)

第6条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成26年条例18号〕)

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第17号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第52号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第18号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○さいたま市立学校給食センター条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立学校給食センター条例（平成13年さいたま市条例第121号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 さいたま市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の所管は、市立学校で、学校給食センターによる学校給食の提供を必要としている学校とする。

（一部改正〔平成14年教委規則12号・15年13号・33号・16年6号・9号・13号・17年12号・21号・18年7号・19年9号・20年11号・21年7号・22年5号・23年4号・7号・24年8号・25年3号・26年8号・27年10号・28年6号・令和5年20号〕）

(所掌事務)

第3条 学校給食センターの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食センターの衛生管理に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 給食の搬送業務に関すること。
- (4) 給食物資の調達、検収及び保管に関すること。
- (5) 献立作成に関すること。
- (6) 食品衛生に関すること。
- (7) 調理業務に関すること。
- (8) 調理の指導、研究及び実施に関すること。

（全部改正〔平成15年教委規則13号〕）

(運営委員会の委員)

第4条 さいたま市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 市立学校の学校長
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者
- (3) 市立学校の養護教諭
- (4) 学校医
- (5) 学校薬剤師

(6) 関係市職員

(一部改正〔平成15年教委規則13号・17年12号・19年9号・23年4号・27年10号・28年12号・令和5年20号〕)

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に、委員の互選により、会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会の会議は、毎年1回開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、学校教育部において処理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(小学校給食の調理等の臨時措置)

2 平成13年5月1日から平成14年3月31日までの間、さいたま市立中尾第二学校給食センターは、臨時に大谷口小学校の給食の調理及び運搬を所管するものとする。この場合において、さいたま市立学校給食センター職員就業規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第26号)その他の規定の適用については、これらの規定中「職員」とあるのは、「職員(大谷口小学校から配属された栄養士及び給食調理の業務に従事する職員を含む。)」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年 3 月25日教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正）

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年 3 月27日教委規則第13号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 7 月29日教委規則第33号）

この規則は、平成15年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月26日教委規則第 6 号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 5 月31日教委規則第 9 号）

この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月28日教委規則第13号）

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正）

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年 4 月28日教委規則第21号）

この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日教委規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正）

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）

の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成19年3月27日教委規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月29日教委規則第7号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日教委規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日教委規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日教委規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月9日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年7月31日教委規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則によるさいたま市立学校給食センター条例施行規則の規定は、令和5年4月1日か

ら適用する。

さいたま市立学校給食センター運営委員会運営要領

(要旨)

第1条 この要領は、さいたま市立学校給食センター条例（平成13年5月1日条例第121号）及びさいたま市学校給食センター条例施行規則（平成13年5月1日教育委員会規則第25号）に定めるもののほか、さいたま市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

第2条 委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 委員会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(委員会の傍聴)

第3条 委員会の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく委員会の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他、会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、会長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年8月29日から施行する。